

# 資料No.1

- 子ども・子育て新制度では、「施設型給付」を創設し、財政支援をしていくこととしている。
- 施設型給付金の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により、算定した費用の額」(公定価格 ②)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担金 ①)を控除した額とされる。
- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、新制度施行前の幼稚園・保育園の利用者負担水準を基に国が定める水準を限度として、市町村が定めることとなる。

## 公定価格に対する負担割合

### 1 国基準の利用者負担とした場合

① 国基準の利用者負担金 1,218万円	施設型給付金		
	③ 国負担 1/2 990万円	④ 県 1/4 496万円	⑤ 市 1/4 496万円
② 公定価格 3,200万円			

### 2 市基準の利用者負担とした場合

① 伊那市の利用者負担金 1,100万円	③ 国負担 1/2 990万円	④ 県 1/4 496万円	⑤ 市 1/4 496万円
⑥ 伊那市負担 118万円			
② 公定価格 3,200万円			

伊那市負担額 ⑤+⑥ = 614万円

### 幼稚園に対する伊那市の負担額 (平成26年度決算を基に計算)

事業名	金額	国補助金額	市負担額
幼稚園就園奨励	15,680	3,903	11,777
幼児教育振興	4,932	0	4,932
合計	20,612	3,903	⑦ 16,709

伊那市負担額 ⑦/3 = 557万円

差 57万円